

議案第 6 号

南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 4 日提出

南風原町長 赤嶺正之

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴う改正並びに沖縄県人事委員会勧告及び県内市町村の住居手当の改正状況を踏まえ、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南風原町職員の給与に関する条例（昭和59年南風原町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第23条の4第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第2条 南風原町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2 第2条の規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の南風原町職員の給与に関する条例第13条の規定により支給されていた住居手当の月額が500円を超える職員（これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員を含む。）であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31までの間、第2条の規定による改正後の南風原町職員の給与に関する条例（以下「改正後条例」という。）第13条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。以下「旧手当額」という。）から500円を控除した額の住居手当を支給する。

（1） 第2条の規定による改正後条例第13条第1項の規定に該当しないこととなる職

員

- (2) 旧手当額から第2条の規定による改正後条例第13条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が500円を超えることとなる職員
- 3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における住居手当の支給に関する前項の規定の適用については、前項の規定中「500円」とあるのは「1,000円」と、「一部施行日から令和3年3月31日まで」とあるのは「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」とする。
- 4 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における住居手当の支給に関する附則第2項の規定の適用については、附則第2項の規定中「500円」とあるのは「1,500円」と、「一部施行日から令和3年3月31日まで」とあるのは「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」とする。
- (規則への委任)
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。